

# 平成 25 年第 4 回定例会環境生活委員会会議録

平成 25 年 12 月 3 日  
10 時 30 分～11 時 41 分  
第 3 委員会室

## 出席者氏名

委員長	滝 沢 健 一	副委員長	坂 本 隆 司
委員	山 宮 留美子	委員	小野村 節
委員	寺 田 寿 夫	委員	鴻 巣 義 則

## 執行部説明者

市長	中 山 一 生	市民生活部長	羽 田 利 勝
都市環境部長	木 村 茂	市民課長	木 村 豊
市民協働課長	加 藤 勉	商工振興課長	大 竹 昇
農政課長兼 農業委員会事務局長	石 島 修	都市計画課長	鈴 木 康 弘
施設整備課長	菅 原 安 雄	下水道課長	栗 山 幸 一
環境対策課長	宮 田 研 二	放射線対策課長	酒 川 栄 治
下水道課長補佐	富 塚 健 二 (書記)		

## 事務局

総務グループ 主査 仲 村 真 一

## 議 題

- 請願第 2 号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願
- 議案第 16 号 市道路線の認定について
- 議案第 17 号 市道路線の廃止について
- 議案第 18 号 市道路線の変更について
- 議案第 19 号 平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）の所管事項
- 議案第 21 号 平成 25 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 25 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 5 号））
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）
- 議案第 14 号 平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 3 号）の所管事項
- 議案第 16 号 平成 25 年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 17 号 平成 25 年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

滝沢委員長

それでは定刻となりましたので、環境生活委員会を開会いたします。

委員の皆様申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それではただいまより環境生活委員会を開会いたします。本日も審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました平成25年請願第2号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、報告第1号、報告第2号、報告第3号の10案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

はじめに請願の審査に入ります。「平成25年請願第2号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願につきまして、まず事務局から朗読させます。

仲村主査

請願名でございますが「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書でございます。請願者の住所氏名は龍ヶ崎市佐貫4-10-5千秋弘子他221名となっております。請願の趣旨でございます。「容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）はリサイクルのための分別収集、選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反してリサイクル優先に偏っています。このため家庭から出されるごみ総排出量の減量が不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。根本的な問題は自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務でありデポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっております。ついては、私たちの社会が1日も早く持続可能な社会へ転換するための地方自治法第124条の規定に基づき、下記の事項について請願いたします。

請願事項でございます。地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を国会及び関係行政庁に提出すること。（1）容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。（2）レジ袋の使用量を大幅に削減するため有料化などの法制化について検討を進めること。（3）2Rの環境を強化しリユースを普及するため様々な環境を整備すること。以上でございます。

滝沢委員長

それでは各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

小野村委員

請願文書ですが、当市も中山市長自らごみ減量政策に力を入れておりまして、この請願内容の資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であるという内容からみても採択するべきとの意見で賛成の意見といたします。

滝沢委員長

他にありませんか。

坂本委員

私も小野村委員と同じようにですね、やはりごみの減量についてはこれからも取り組んでいかなければならないことだと思いますので、賛成の立場でいきたいなと思っております。

山宮委員

女性の立場といたしますか、主婦の立場からいたしましても、ごみの減量というのは生活のなかで大事な部分になってくると思います。これだけの男性議員が賛成する声がすごくありがたいと

思いますし、私自身も賛成していきたいと思います。

寺田委員

賛成いたします。

滝沢委員

それではお諮りいたします。「平成25年請願第2号容器包装リサイクル法を改正し発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員

ご異議なしと認めます。よって平成25年請願第2号は採択とすることに決しました。暫時休憩いたします。

【休憩中】

滝沢委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは議案の審査に入ります。議案第16号市道路線の認定について、執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第16号市道路線の認定でございます。議案書の40ページをお開きください。議案第16号でございますが、この市道路線の認定は二地区にわかれております。40ページの①から次ページの⑩まで、そして⑪から⑮までとなっております。まず①から⑩まででございますが、こちらにつきましては、県営圃場整備事業塗戸地区の事業により、新たに設置されました道路について茨城県から移管されたことにより、適切な維持管理を行うため認定しようとするものでございます。位置関連につきましては42、43ページでございます。そして⑪から⑮の路線でございます。こちらにつきましては、トヨタウッドユーホーム株式会社より開発行為で整備されました小柴二丁目の道路につきまして適切な維持管理を行うにあたりまして認定をしようとするものでございます。資料の44、45ページこちらが資料になります。こちらの説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別にないようですので採決いたします。議案第16号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、議案第17号市道路線の廃止について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第17号市道路線の廃止でございます。議案書の46ページをお開きください。こちらにつきましても先ほど認定でご説明をいたしました、県営圃場整備事業塗戸地区の事業によりまして新たな道路を整備しましたことから、不要となった市道路線につきまして廃止しようとするものでございます。先ほど現地視察をしていただきまして、現在はもう形はございませんが、

47 ページ、かつての道路が①から⑤の路線でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別がないようですので採決いたします。議案第 17 号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、議案第 18 号市道路線の変更について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

議案書の 49 ページをお開きください。路線の変更関連がございます。上段につきまして変更前、下段につきまして変更後の表示になっております。こちらにつきましても県営圃場整備事業塗戸地区の事業によりまして、新たな道路を整備しましたことから延長又は廃止となった市道路線について変更しようとするものでございます。路線変更位置図が 51 ページ、さらに詳細図が 52、53 ページにもございます。変更後のものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別がないようですので採決いたします。議案第 18 号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 19 号平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）の所管事項について執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

別冊 1 ページでございます。議案第 19 号でございます。平成 25 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 6 号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 億 3,694 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 247 億 817 万 4,000 円とするものでございます。所管事項についてご説明申し上げます。

4 ページをお開きください。第 2 表の繰越明許費補正でございます。追加でございます。下段の農林水産業費でございます。農業経営基盤強化促進対策事業の繰越でございます。これにつきましては当事業の完了が翌年度になることから繰り越すものでございます。補助金全額を繰り越すものでございます。続きまして一段おいて下でございます。

第 4 表の債務負担行為補正でございます。追加でございます。こちらにつきましては、4 月 1 日から業務を執行するための債務負担でございます。所管でございます。上から 6 段目でございます。庁舎管理にかかる業務委託契約、こちらは東部及び西部出張所の緊急通報システムの保守点検業務でございます。6 万 4,000 円の 2 箇所分で 12 万 8,000 円でございます。続きまして、

6行目でございます。市民活動センター管理にかかる業務委託です。これは活動センターの清掃及び浄化槽の管理委託でございます。その下コミュニティセンター管理にかかる業務委託契約、こちらは浄化槽及び電気工作物等の管理委託にかかるものでございます。その下が戸籍システム保守管理業務委託、その下が自動交付機管理業務委託契約、こちら所管となります。

木村都市環境部長

続きまして5ページに移っていただきたいと思います。上から2段目でございます。佐貫駅前広場公衆トイレ清掃業務委託契約、所管でございます。その下の斎場管理にかかる業務委託契約、こちら所管でございます。業務としましては、汚水処理装置の維持管理、それと斎場の管理運営業務、そしてもう一本が電気工作物の保安管理でございます。二つとんでいただきまして、塵芥処理にかかる業務委託契約でございます。こちらにつきましては、ごみの収集運搬、そして指定ごみ袋の製造、剪定枝等の処理業務、3案件が入っております。その下の資源物回収にかかる業務委託契約でございます。こちらにつきましては、サンデーリサイクルの指導業務、そして紙類、布の回収業務、コンテナの配布回収、清掃ビンの回収分別業務、ペットボトルの回収業務、缶の回収業務、こちらの6件が入っております。その下の二つ飛んでいただきまして、法定外公共物管理システム保守業務委託契約、所管となります。その下でございます。佐貫駅前広場の駐車場管理にかかる業務委託契約、こちら所管でございます。その下、排水ポンプ場維持管理にかかる業務委託契約、都市公園管理運営にかかる業務委託契約、市営住宅にかかる業務委託契約、こちらにつきましても所管となっております。続きまして8、9ページの歳入にお移りください。

羽田市民生活部長

下から2段目の農林水産業費県補助金でございます。0017番でございます。緊急雇用創出事業交付金でございます。こちらは放射能測定のための嘱託員を1名雇用しておるところでございます。これが今年度から県補助金の補助の対象となるということから、今回追加したものでございます。共済費の分の補正でございます。その下の0018番強い農業づくり推進対策事業、こちらは有限会社横田農場さんのライスセンターの建設費の補助でございます。新たに追加でございます。10、11ページをお開きください。

木村都市環境部長

一番下になります。団体支出金の清掃工場施設整備事業費負担金精算金9億3,002万6千円でございますが、こちらにつきましては、JFEエンジニアリングからの塵芥処理組合への損害賠償金及び遅延損害金等の合計から国庫補助等の所要額を差し引いた金額、こちらにつきましては11億5,135万8,763円になるわけですが、これを当時の費用負担で按分し龍ヶ崎市の分としまして、こちらに歳入されるものでございます。

続きまして歳入にお移りください。14、15ページ。

羽田市民生活部長

総務費の統計調査総務費でございます。8300番の職員給与費、統計調査分でございます。こちらは時間外手当の減額を計上してございます。続いて18、19ページをお開きください。

木村都市環境部長

なかほどの衛生費の保険衛生費、職員給与費の保険衛生でございます。こちらにつきましても時間外勤務手当の減額でございます。その下斎場管理運営費でございます。需用費の増ということですが、これは燃料費14万1,000円及び修繕費43万7,000円の増額でございます。その下の職員給与費、公害対策これも時間外の減でございます。その下の職員給与費、清掃こちらにつきましても時間外の減額なっております。

羽田市民生活部長

その下です。農業振興費の18800番、農業経営基盤強化促進対策事業の補助金でございます。こちらは歳入で申し上げましたように、横田農場のライスセンターの建設事業費でございます。この事業の目的でございますが、経営規模の拡大に対応するため穀類乾燥調整施設を整備して効率化を図るとともに、高品質で特徴ある米の供給を行うもので補助の方は10分の10でございます。その下19560番の共済費、先ほどの嘱託員の手当分、共済手当分でございます。

木村都市環境部長

その下になります。農業集落排水事業特別会計繰出金、所管となります。

羽田市民生活部長

一番下でございます。商工総務費の職員給与費の商工総務費でございます。こちらは時間外手当の増額分でございます。続いて20、21ページをお開きください。

木村都市環境部長。

土木費に入ります。土木管理費でございますが、職員給与費、土木総務こちらにつきましても時間外の減、その下の職員給与費の地籍調査、こちらにつきましても時間外の増でございます。続いて道路橋梁費でございます。職員給与費、道路橋梁総務、こちらにつきましても時間外勤務手当の減、そしてその下の道路管理事務費でございますが、需用費でございます。こちらにつきましても、街路灯関連の光熱水費の不足見込み分を計上させていただきました。そしてその下、都市計画費になります。職員給与費の都市計画総務、こちらにつきましても時間外の減でございます。その下の職員給与費の街路こちらも時間外でございます。その下の公共下水道事業特別会計繰出金は所管となっております。その下になります。都市公園管理費こちらにつきましても光熱水費の不足分の計上でございます。その下の森林公園管理運営費、こちらと同じく光熱水費の不足見込み分の計上となっております。一番下の職員給与費、住宅でございますが、こちらにつきましても時間外勤務手当の増でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

先ほどの19ページですか、強い農業づくり推進対策事業なんですけど、これは県からの補助金10分の10と、それで横田農場さんのライスセンター分ということで、これはまるまる金額すべてがいくようになるんですか。

石島農政課長

建物に関しては大体3分の1位の補助となります。そのなかのいろいろな機械器具、施設等があるんですけど、これはですね、ものによって2分の1であったり、3分の1であったりということでもかなり細かく分かります。トータルしますと現在の段階では、約2億4,400万円くらい、総事業費は。ですから30%くらいが補助金ということで後は自己負担になります。

坂本委員

中の機械も含めたものだとということでよろしいですかね。次の21ページの道路管理事務費の街路灯、300万円、金額的に大きいのかなと思ってはいたんですが、要は電気代ということですか。

菅原施設整備課長

はい。街路灯なんですけど、現在管理しているのが570本ございますので、一本あたり100円上がっても結構な値段になってくる。

坂本委員

そうすると多少の増減でこれくらいの金額になってしまうということですよ。はいわかりました。

滝沢委員長

他にありませんか。先ほど坂本委員から指摘があった道路管理事務費、570本の街路灯なんですけれども電気料金の値上げによる需用費の増加なのか、それとも新設したので経費が上がったのか。

菅原施設整備課長

電気料の値上げによるものでございます。本数は増えておりません。

滝沢委員長  
他にありませんか。

鴻巣委員  
LEDの協議はまだしていませんか。

菅原施設整備課長  
今のところオレンジ色の光に変えておりますが、まだLEDの設置というのはいまのところ考えておりません。

鴻巣委員  
そろそろ変える時期もくるのかなと思いますので検討してください。

山宮委員  
街路灯の件なんですけれども、いくつか種類はあるかと思うんですが、特に地元の久保台の小学校の前の遊歩道のところにある街路灯なんですけどしょっちゅう切れるんです。切れるのか、壊れているのか、その都度直していただいているんですけれども、それはどういうことなんですか。

菅原施設整備課長  
電球の種類もございまして、今は寿命の長い、先ほどいいましたオレンジ色の光のナトリウム灯に切り替えはしているんです。ただ、やはり経年劣化で本体の電気設備の方がなかなかだめになっているという部分もありますので、それにつきましては、予算をみながら、将来的には先ほどありましたLED化の方にもっていければなと思っていますが、LEDの施設が結構高いので、その辺の収支のバランスを見ながらやっていかないと、結構な本数を管理してまますもので。全部ということになると結構な支出が出てくるので、今のところは水銀灯をナトリウム灯に変えているのが現状でございます。

山宮委員  
そこのところは、一箇所消えるのではなくて、消えるときは全部が消えてしまう。だからもともとの機械自体に問題があるのではないかなと思うんですが。ところどころで消えるのであれば電球を換えることで対応できるのですが、必ず消えるときは全部消えてしまうんですね、なので余計暗さが目立って、その苦情が結構入るものですから、もともとの機械自体の交換とかその辺は考えられないですか。

菅原施設整備課長  
一本一本ですね、CDSといいますけど、明かりを感知して、入り切りしているものもあれば、たとえば久保台のところの街路灯につきましては、一つのCDSで5本を管理してるというような集中管理をしているものもあります。そんな兼ね合いで、集中管理しているところが、機械が、経年劣化で、落ちたということで、おそらくみんなが消えてしまったという状況だと思うんです。一本一本についてる水銀灯につきましては、特に問題はないのかなと。山宮委員がおっしゃったもともとのところが悪いんだろうということがあるとは思いますが、集中管理につきましては、そのようなことで対応してます。ですから一本一本直すのではなくて、集中管理してる電源部の修理で対応してます。

山宮委員  
回数が余りに多いので根本的なものを変えたほうが、もったいないなと思いがらいるんですけれども。その都度その都度お金がかかることなので、根本的に直していく方向を考えていただきたいと思います。

滝沢委員長  
他にありませんか。  
別のないようですので採決いたします。議案第19号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

市長所用のため退席いたします。

続きまして、議案第21号、平成25年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第21号、平成25年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千300万3,000円を追加しまして歳入歳出の総額を20億7,587万9,000円とするものでございます。

歳入でございます。2ページにお移りください。第2表の繰越明許費でございます。こちらにつきましては、下水道事務費の繰越明許費の設定でございますが、これにつきましては、下水道計画見直しの為の都市計画決定に伴う図書の作成委託でございます。こちらにつきましては翌年度に繰越できるような措置をするものでございます。

続きまして第3表の債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても4月1日からの業務の執行にかかるものでございます。上段の公共下水道ポンプ場の維持管理にかかる業務委託契約、こちらにつきましては、地蔵後の中継ポンプの維持管理、同じく地蔵後のポンプ場の自家用電気工作物の保安管理、佐貫排水ポンプ場の維持管理それと同じく佐貫排水ポンプ場の自家用電気工作物の保安管理、それと調節池ポンプ場の維持管理ということで全部で五つの契約が対象となっております。その下の下水道受益者負担金システム保守業務委託契約こちらにつきましては、電算システムの関連でございます。続きまして4、5ページにお移りください。まず歳入でございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。歳出の財源を賅っております。

その下の歳出でございますが、上段の下水道事務費、公課費でございますが、これは消費税の不足分になります。その下の公共下水道管理費でございます。11番の需用費、こちらにつきましてはポンプ場関連の光熱水費の不足見込み分の補正でございます。15番の工事請負費につきましては、潮来線の南中島付近の県道舗装に伴う管渠の補修工事でございます。16番の原材料費につきましては、マンホールの蓋の購入でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

原材料費のマンホールの蓋というのは一つあたりおいくらするのですか。

栗山下水道課長

下水道の蓋につきましては県の単価で定められておりまして、一枚あたり6万6,200円で積算予算化しております。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。

議案第21号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第22号、平成25年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは議案第22号、平成25年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらにつきましては既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を5,908万3,000円とするものでございます。その内容で



ございます。2ページへお移りください。第2表の債務負担行為補正でございます。こちらにつきましても4月1日からの業務執行のための計上でございます。内容でございますが、板橋大塚地区排水処理施設及びマンホールポンプ保守管理業務の委託契約でございます。4、5ページにお移りください。歳入につきましては、一般会計からの繰入金でございます。こちらにつきましては農業集落排水施設管理費、需用費でございますが、こちらにつきましても光熱水費の不足分でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

【なし】

滝沢委員長

別がないようですので採決いたします。議案第22号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））について執行部から説明願います。

木村都市環境部長

それでは報告第1号、専決処分の承認を求めることについてでございます。これにつきましては補正予算になります。一番最後の処分第18号の写しのページをお開きください。平成25年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）でございます。こちらにつきましては既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,790万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ232億7,123万4,000円とするものでございます。この補正予算につきましては、特に緊急を要するために市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから処分をさせていただいたので、10月31日付けの処分でございます。

その内容でございます。2、3ページにお移りください。まず第1表の歳入歳出補正予算こちらにつきましては歳入分でございます。こちらについては歳出を賄うものでございます。続いてその下の歳出になりますが、今回台風26号の関連で公共施設等の災害復旧ということで1,790万円の増額をさせていただいております。12、13、14番でございますが、これまで11公債費、12諸支出金となっておりますが、災害が起きたということで11番に災害復旧費を入れましたので、公債費から予備費まで順次繰り下げたものでございます。補正額は0となっております。

具体的内容でございます。4、5ページでございます。歳出でございますが、これは道路橋梁災害復旧事業でございます。委託料につきましては測量と災害復旧工事実施設計でございます。愛国学園下の土砂崩れ、これにつきましては国庫補助の対象となりますことから、補助申請の関連の委託料でございます。15番の工事請負費、応急復旧工事でございます。こちらにつきましては6ヶ所の応急復旧工事でございます。来迎院の先のがけ崩れ、そして塗戸町付近のがけ崩れ、愛国学園下のがけ崩れ、その他高作、北方、板橋でございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

復旧工事ということで1,500万円なんですけど、今日もちょっと見てきたところだと思うんですが、この金額というのはあそこまでの工事費という考えでよろしいでしょうか。

菅原施設整備課長

がけ崩れなんですけれども、最終的には12箇所ございまして、そのなかで建設業組合に委託したのが先ほど部長からありました箇所数でございます。残りにつきましては施設管理事務所

対応した状況でございます。その6箇所分の工事費が1,500万円ということで、あれで終わりかということですが、応急復旧ということでライフラインを元に戻すという趣旨でございまして、それ以外のがけの補修というのは地主がおりますので、そちらの方がやるべきでしょうということなかでやっております。先ほどの愛国学園につきましては国庫補助のための測量と設計ということで委託料を見込んでいたというような状況でございます。

滝沢委員長

他にありませんか。

鴻巣委員

一般質問でも専決処分についてはいろいろ言われるが普通にやるべきで、人事案件なんかは問題ありますが緊急を要する場合は一日も早くやるのが市民のためだし、議会よりもそっちの方が大事だから、市民の生活と安全を守ることが大事だからそれだけです。

滝沢委員長

他にありませんか。

山宮委員

先ほど塗戸の方を見てまいりまして、ブルーシートがかけてありましたが、後は地主さんがいらっしゃるのでということでしたが、地主さんとの話し合いはスムーズにできているんですか。

菅原施設整備課長

最終的な本復旧の話かと思いますが、窓口が危機管理室でございまして地主と折衝しているという状況でございます。予算的なものになりますと九割方は、県事業ということでやっていただけるんです。ただいろんな制限がかかるんです。がけから何メートル離さなければ建築確認がおりないとか、いろいろな制限のなかでやる工事なんですけれども、どうしても1割の負担、これをどちらでもつのかという話がありまして、そこら辺の最終的な詰めをしながら、やってくようなことになってくるのかなど。ただ、がけの修復について県事業でやるということですが、ストックが400箇所と聞いております。ですから、手を挙げなければストックの中にも入れませんし、その辺をもうちょっと地元と、説明会を開きながら、やっていくようなことで考えていると聞いております。

山宮委員

わかりました。スムーズにいくようにお願いします。

木村都市環境部長

この県の予算なんですけれども、年間1,2箇所の話ですので、なかなか果たして龍ヶ崎市にもってこられるかどうかという問題は非常に厳しいと思います。それからそういうかたちで、土木、龍ヶ崎市の施設整備課と危機管理室で共同して地元の説明会を今後やっていって、なおかつ費用をどのように出していくのか、地元の1割については大きなお金になってきますので、基本は土地の所有者という話なんですけれども受益のかかる方々という話もあるので、そういう説明をまずさせていただきたいなと思います。

滝沢委員長

他にありませんか。別にないようですので採決いたします。

報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

木村都市環境部長

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて、和解に関することとさせていただきます。議案書

の62, 63ページをお開きください。平成25年7月24日でございますが、午後3時30分頃龍ヶ崎市馴馬町2, 249番4地先の市道1-443号線付近におきまして、市職員が除草作業をしていたところ、使用しておりました草刈機によって小石が飛散いたしまして、当該市道を走行しておりました龍ヶ崎市平台四丁目在住の方・・・が運転します小型乗用車の左側ドアを、損傷させた関連の和解でございまして、市の過失割合が100%として損害賠償金136,164円こちらを支払うことで和解となったものでございます。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

【休憩中】

滝沢委員長

会議を再開いたします。

続きまして、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

羽田市民生活部長

議案書の64ページでございます。報告第3号、専決処分の承認を求めることについてでございます。次の65ページでございます。処分第17号和解に関することについてでございます。こちらにつきましては、当市に離婚届出が提出された際に親権を行う子の欄がございまして。これに記載されていた、子を当時錯誤により、赤線でその部分を削除したため、母親が親権者としての権利を有しない状況に陥ってしまいました。この子を親権者として復権するには、元夫と母親の両名による追完届を法務局に提出する必要性が生じてきました。しかし元夫の方がその追完届には同意しないということから、その後いろいろと法務局と手続きについて調整を行ってまいりました。最終的には母親一人での追完届と申述書により提出するというところで法務局と合意したところです。

このような経緯のなかで母親の方から、市の手続きのミスによっていろいろと損害を受けたということで、要求がございまして約1年間これまで交渉を行ってまいりました。通常ですと戸籍関係の訂正については職権でできるんですけれども、実際にこの離婚届の書式の訂正については、職権が認められていないということでこういった本人による追完届が必要になってきたということでございます。相手方としてはその賠償額につきましては、実際に被った実損分と精神的に受けた慰謝料分、この両方の請求を相手方からされてまいりました。結果的に最終的には実損分といえますか、実際に手続きに要して会社を休んだ休業分として、31万3,100円の金額をもって10月29日に和解をしたという経緯でございます。

お手元に資料をお届けしております。この母親につきましては下に書いてありますけれども、ドメスティックバイオレンス及びストーカー行為の被害者の保護支援の対象になってますので、詳しくは住所等について、議案書のなかには記載しておりません。説明につきましては以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。報告第3号本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。